

令和8年度
感染性医療廃棄物処理業務委託長期継続（単価契約）

仕 様 書

大阪市立総合医療センター

この仕様書は大阪市立総合医療センター（以下「委託者」という。）から排出される感染性医療廃棄物（以下、「廃棄物」という。）を適正に処理するための条件等を示すものであり、本契約は感染性医療廃棄物処理業務委託契約書によるほか、この仕様書の定めるところによる。

（総則）

第1条 受託者は委託された業務について、常に委託者と密接な連携を保ち、法令を遵守し誠実かつ確実な業務を行わなければならない。

2 本契約の対象となる施設は大阪市立総合医療センターとする。

3 委託者の連絡窓口は次のとおりとする。

大阪市立総合医療センター総務部総務課：06-6929-3300

（取扱品目）

第2条 本契約の処理の対象となる廃棄物は次のとおりとする。

①環境省発行の感染性廃棄物処理マニュアルに分類される医療廃棄物

②その他感染症をおこす危険性のある廃棄物

（資格）

第3条 委託者が委託する感染性医療廃棄物処理業務を受託するものは、都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

2 受託者が感染性医療廃棄物の中間処理・処分を自ら行う場合は、都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物処分業」の許可も合せて受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

3 受託者が感染性医療廃棄物の中間処理・処分を他の者に委託する場合は、再委託契約を行った業者が都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年9月30日とする。

（委託する業務範囲）

第5条 委託する業務の範囲は、委託者の保管庫からの収集運搬及び不活化処理、最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

（契約の変更）

第6条 受託者は、委託者の申し出に応じて各施設への収集回数や日時を見直さなければならない。

2 関係法令の改訂や委託者の院内感染対策の見直しなどにより、排出量が著しく変化する場合は、委託者及び受託者が協議のうえ契約を変更することができる。

（収集・運搬日及び時間）

第7条 収集・運搬は、月曜日から土曜日までの原則毎日とし、午前9時から午後5時までの間で収集する。

2 ゴールデンウィーク期間及び年末年始は別途調整する。

（収集曜日・時間、収集場所、収集回数及び予定排出量）

第8条 収集時間に関しては、受託者は委託者と協議し、委託者の承認を得ること。

2 受託者は委託者が指定する収集場所（別紙）においてのみ収集すること。なお、収集場所は契約後、

委託者及び受託者立会いのもと、双方確認する。

- 3 収集回数は次のとおりとする。ただし、下記以外に臨時対応する必要がある場合は、委託者の指示に従うこと。

週 6 回（月～土、原則毎日。）

年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）の期間については、原則として、2 日間以上空けずに回収を行うこと。また、回収日については、協議のうえ確認する。

- 4 履行期間（2 年 6 か月間）における予定排出量は次のとおりとする。ただし、確約するものではない。

約 950,000 キログラム

参考）50 L 段ボール・・・約 147,500 個

20 L ポリ容器・・・約 10,075 個

50 L ポリ容器・・・約 38,750 個

70 L ポリ容器・・・約 75 個

（収集場所以外での業務の禁止）

- 第 9 条 受託者は取扱う廃棄物の性質上、収集場所以外での収集や、委託者が指定する搬出経路以外での搬出は原則として禁止することとする。また、必要以外の建物及び附属建造物への立入り並びに利用についても禁止することとする。

（廃棄物の留置の禁止）

- 第 10 条 受託者は委託者から収集した廃棄物を他に留置してはならない。速やかに自らが持つ、又は、再契約先の処理施設に持ち込み不活化処理を行うこと。

（収集物の管理）

- 第 11 条 受託者は取扱う廃棄物の性質を理解し、委託者の収集場所から受託者の処理施設又は再委託先の処理施設までの運搬にかかって、事故等を起さないよう細心の注意を払うなど、廃棄物の厳重管理に努めること。

（廃棄物の不活化処理の方法と不活化処理施設の条件）

- 第 12 条 委託者から排出される廃棄物の不活化処理（中間処理）にかかっては、焼却又は熔融処理とする。

- 2 不活化処理施設にあつては、大阪府下又は大阪府に隣接する府県（京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）にあること。

（不活化処理時の環境保全）

- 第 13 条 廃棄物を不活化する際に発生する燃焼ガス等は、関係法令に規定される基準を遵守するとともに、施設の点検・検査その他措置の記録を 3 年以上保管すること。

（委託者の専用容器による廃棄物の受入と委託者への再梱包依頼）

- 第 14 条 委託者は第 16 条に示す材質・形状・容積の専用容器に廃棄物を密封して排出するので、受託者は、当該容器を収集運搬し適正に不活化処理・最終処分を行うこと。また、収集に際し、収集した各専用容器の個数と、重量を委託者に報告すること。

- 2 受託者は、委託者の廃棄物保管場所から廃棄物専用容器を収集運搬しようとするときは、当該容器が運搬に耐える状態であることを確認したうえでこれを収集運搬するものとし、梱包状態が不良な状態にある容器については、委託者に申し出て再梱包を依頼すること。かかる申し出を行わずに、内容物の漏出、容器の破損等の事故を、委託者の責めとすることはできない。

- 3 第 1 項に示す重量を報告するために使用する計量器を受託者において準備するものとし、重量がレシートに打ち出されるものを使用すること。また、計量器を当院に置いておくことは差し支えない。

（障害発生対策と報告）

- 第 15 条 受託者は、収集場所から処理場までの搬送中の事故に備え、緊急時の不活化処理体制（以下

「対策チーム」という。)を整備しておくこと。

- 2 万一、路上等に漏れ出たり、拡散した場合は、速やかに汚染区域を封鎖するなど必要な対策を行い第三者への感染防止及び周辺地域への汚染の拡散防止に努めること。合せて速やかな対策チームによる不活化処理を講じるなど、現状の復旧を行うこと。
- 3 受託者が保有する処理施設又は再委託先の処理施設が障害等により使用不能又は処理能力低下により、委託者の廃棄物が適正に処理できなくなった場合を想定し、緊急対応施設をあらかじめ確保しておくこと。また、契約締結前に、当該施設が適正な処理資格・能力等を有していることを証する書類を委託者に示し、その写しを提出して承認を得ること。
- 4 受託者は、第2項、第3項のような事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。また、書面で報告及び今後の防止策を提出すること。

(排出する廃棄物容器の形状)

第16条 委託者が排出する感染性医療廃棄物を収納した容器の形状は、以下の表に示すとおりとする。

	50 L 段ボール	20, 50, 70 L ポリ容器
固形状のもの	◎	◎
泥状のもの	×	◎
鋭利なもの	×	◎
血液状のもの	×	◎

※ ◎・・・投入

※ ×・・・投入しない

(特別管理産業廃棄物管理票(マニフェスト)の取扱い)

第17条 委託者においては電子マニフェストによる運用であるため、対応できること。

- 2 受託者は、収集運搬・処理が終了した後は、直ちに電子マニフェストによる報告を行うこと。

(再委託)

第18条 感染性医療廃棄物保管庫での収集及び中間処理施設までの運搬については、受託者において実施するものとし、再委託は認めない。

- 2 中間処理については、再委託は認める。

(使用機材)

第19条 受託者は、廃棄物の運搬にあたっては、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに適合した車両を使用しなければならない。

- 2 車両については、その車両が大阪府特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の大阪府特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されている車両(大阪府承認車両)以外の車両でなくてはならない。
- 3 受託者は、業務開始前までに使用車両全車の自動車車検証の写しを提出しなければならない。

(検査・計量)

第20条 受託者は、委託者が使用車両及び感染性医療廃棄物の搬出状況についての検査・計量を必要と認め指示するときは、委託者が実施する検査・計量を受けなければならない。

(その他)

第21条 数量は概算であり、委託者の都合により増減することがある。

- 2 この仕様書に疑義のある場合は、誠意をもって委託者受託者双方協議のうえこれを定める。

令和8年度
感染性医療廃棄物処理業務委託長期継続（単価契約）

仕 様 書

大阪市立十三市民病院

この仕様書は大阪市立十三市民病院（以下「委託者」という。）から排出される感染性医療廃棄物（以下、「廃棄物」という。）を適正に処理するための条件等を示すものであり、本契約は感染性医療廃棄物処理業務委託契約書によるほか、この仕様書の定めるところによる。

（総則）

第1条 受託者は委託された業務について、常に委託者と密接な連携を保ち、法令を遵守し誠実かつ確実な業務を行わなければならない。

2 本契約の対象となる施設は大阪市立十三市民病院とする。

3 委託者の連絡窓口は次のとおりとする。

大阪市立十三市民病院総務課（庶務）：06-6150-8024

（取扱品目）

第2条 本契約の処理の対象となる廃棄物は次のとおりとする。

①環境省発行の感染性廃棄物処理マニュアルに分類される医療廃棄物

②その他感染症をおこす危険性のある廃棄物

（資格）

第3条 委託者が委託する感染性医療廃棄物処理業務を受託するものは、都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

2 受託者が感染性医療廃棄物の中間処理・処分を自ら行う場合は、都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物処分業」の許可も合せて受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

3 受託者が感染性医療廃棄物の中間処理・処分を他の者に委託する場合は、再委託契約を行った業者が都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年9月30日とする。

（委託する業務範囲）

第5条 委託する業務の範囲は、委託者の保管庫からの収集運搬及び不活性化処理、最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

（契約の変更）

第6条 受託者は、委託者の申し出に応じて各施設への収集回数や日時を見直さなければならない。

2 関係法令の改訂や委託者の院内感染対策の見直しなどにより、排出量が著しく変化する場合は、委託者及び受託者が協議のうえ契約を変更することができる。

（収集・運搬日及び時間）

第7条 収集・運搬は、平日の午前9時から午後5時までの間で収集する。

2 収集曜日が祝日と重なる場合は別途調整する。また、ゴールデンウィーク期間及び年末年始についても別途調整する。

（収集曜日・時間、収集場所、収集回数及び予定排出量）

第8条 収集曜日・時間に関しては、受託者は委託者と協議し、委託者の承認を得ること。

2 受託者は委託者が指定する収集場所（別紙）においてのみ収集すること。なお、収集場所は契約

後、委託者及び受託者立会いのもと、双方確認する。

- 3 収集回数は次のとおりとする。ただし、状況により、収集回数を変更する場合がある。その際は、委託者、受託者双方協議のうえ、決定することとする。

週 3 回（収集曜日は、別途委託者と協議のうえ定める。）

- 4 履行期間（2 年 6 か月間）における予定排出量は次のとおりとする。ただし、確約するものではない。

約 115,000 キログラム

参考) 50 L 段ボール・・・約 14,750 個

20 L ポリ容器・・・約 400 個

50 L ポリ容器・・・約 11,650 個

（収集場所以外での業務の禁止）

- 第 9 条 受託者は取扱う廃棄物の性質上、収集場所以外での収集や、委託者が指定する搬出経路以外での搬出は原則として禁止することとする。また、必要以外の建物及び附属建造物への立入り並びに利用についても禁止することとする。

（廃棄物の留置の禁止）

- 第 10 条 受託者は委託者から収集した廃棄物を他に留置してはならない。速やかに自らが持つ、又は、再契約先の処理施設に持ち込み不活化処理を行うこと

（収集物の管理）

- 第 11 条 受託者は取扱う廃棄物の性質を理解し、委託者の収集場所から受託者の処理施設又は再委託先の処理施設までの運搬にかかって、事故等を起こさないよう細心の注意を払うなど、廃棄物の厳重管理に努めること

（廃棄物の不活化処理の方法と不活化処理施設の条件）

- 第 12 条 委託者から排出される廃棄物の不活化処理（中間処理）にかかっては、焼却又は熔融処理とする。

- 2 不活化処理施設にあっては、大阪府下又は大阪府に隣接する府県（京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）にあること。

（不活化処理時の環境保全）

- 第 13 条 廃棄物を不活化する際に発生する燃焼ガス等は、関係法令に規定される基準を遵守するとともに、施設の点検・検査その他措置の記録を 3 年以上保管すること。

（委託者の専用容器による廃棄物の受入と委託者への再梱包依頼）

- 第 14 条 委託者は第 16 条に示す材質・形状・容積の専用容器に廃棄物を密封して排出するので、受託者は、当該容器を収集運搬し適正に不活化処理・最終処分を行うこと。また、収集に際し、収集した各専用容器の個数と、重量を委託者に報告すること。

- 2 受託者は、委託者の廃棄物保管場所から廃棄物専用容器を収集運搬しようとするときは、当該容器が運搬に耐える状態であることを確認したうえでこれを収集運搬するものとし、梱包状態が不良な状態にある容器については、委託者に申し出て再梱包を依頼すること。かかる申し出を行わずに、内容物の漏出、容器の破損等の事故を、委託者の責めとすることはできない。

- 3 第 1 項に示す重量を報告するために使用する計量器を受託者において準備するものとし、重量がレシートに打ち出されるものを使用すること。また、計量器を当院に置いておくことは差し支えない。

（障害発生対策と報告）

- 第 15 条 受託者は、収集場所から処理場までの搬送中の事故に備え、緊急時の不活化処理体制（以下「対策チーム」という。）を整備しておくこと。

- 2 万一、路上等に漏れ出たり、拡散した場合は、速やかに汚染区域を封鎖するなど必要な対策を行

い第三者への感染防止及び周辺地域への汚染の拡散防止に努めること。合せて速やかな対策チームによる不活化処理を講じるなど、現状の復旧を行うこと。

- 3 受託者が保有する処理施設又は再委託先の処理施設が障害等により使用不能又は処理能力低下により、委託者の廃棄物が適正に処理できなくなった場合を想定し、緊急対応施設をあらかじめ確保しておくこと。また、契約締結前に、当該施設が適正な処理資格・能力等を有していることを証する書類を委託者に示し、その写しを提出して承認を得ること。
- 4 受託者は、第2項、第3項のような事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。また、書面で報告及び今後の防止策を提出すること。

(排出する廃棄物容器の形状)

第16条 委託者が排出する感染性医療廃棄物を収納した容器の形状は、以下の表に示すとおりとする。

	50 L 段ボール	20, 50 L ポリ容器
固形状のもの	◎	◎
泥状のもの	×	◎
鋭利なもの	×	◎
血液状のもの	×	◎

※ ◎・・・投入

※ ×・・・投入しない

(特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い)

第17条 委託者においては電子マニフェストによる運用であるため、対応できること。

- 2 受託者は、60日以内に収集運搬・処理を完了し、直ちに電子マニフェストによる報告を行うこと。

(再委託)

第18条 感染性医療廃棄物保管庫での収集及び中間処理施設までの運搬については、受託者において実施するものとし、再委託は認めない。

- 2 中間処理については、再委託は認める。

(使用機材)

第19条 受託者は、廃棄物の運搬にあたっては、廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに適合した車両を使用しなければならない。

- 2 車両については、その車両が大阪府特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の大阪府特別管理業廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されている車両（大阪市承認車両）以外の車両でなくてはならない。
- 3 受託者は、業務開始前までに使用車両全車の自動車車検証の写しを提出しなければならない。

(検査・計量)

第20条 受託者は、委託者が使用車両及び感染性医療廃棄物の搬出状況についての検査・計量を必要と認め指示するときは、委託者が実施する検査・計量を受けなければならない。

(その他)

第21条 数量は概算であり、委託者の都合により増減することがある。

- 2 この仕様書に疑義のある場合は、誠意をもって委託者受託者双方協議のうえこれを定める。

令和 8 年度
感染性医療廃棄物処理業務委託長期継続(単価契約)

仕 様 書

住之江診療所

この仕様書は住之江診療所（以下「委託者」という。）から排出される感染性廃棄物（以下、「廃棄物」という。）を適正に処理するための条件等を示すものであり、本契約は感染性廃棄物処理業務委託契約書によるほか、この仕様書の定めるところによる。

なお、令和9年4月30日を最終診療日の予定としている。

（総則）

第1条 受託者は委託された業務について、常に委託者と密接な連携を保ち、法令を遵守し誠実かつ確実な業務を行わなければならない。

2 本契約の対象となる施設は住之江診療所とする。

3 委託者の連絡窓口は次のとおりとする。

住之江診療所：06-6681-1000

（取扱品目）

第2条 本契約の処理の対象となる廃棄物は次のとおりとする。

①環境省発行の感染性廃棄物処理マニュアルに分類される医療廃棄物

②その他感染症をおこす危険性のある廃棄物

（資格）

第3条 委託者が委託する感染性医療廃棄物処理業務を受託するものは、都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

2 受託者が感染性医療廃棄物の中間処理・処分を自ら行う場合は、都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物処分業」の許可も合せて受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

3 受託者が感染性医療廃棄物の中間処理・処分を他の者に委託する場合は、再委託契約を行った業者が都道府県知事または政令市長から「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けていなければならない。この場合、「特別管理産業廃棄物処分業」の許可を受けている者であることを証する書類の写しを委託者に提出し承認を受けなければならない。

（履行期間）

第4条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年4月30日とする。

なお、令和9年4月30日を最終診療日の予定としている。本仕様書は令和7年10月現在の見通しに基づき作成しているが、最終診療日や予定数量等が大きく変動する場合は、委託者と受託者で協議のうえ、必要に応じて契約変更を行う。

（委託する業務範囲）

第5条 委託する業務の範囲は、委託者の保管庫からの収集運搬及び不活性化処理、最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

（契約の変更）

第6条 受託者は、委託者の申し出に応じて各施設への収集回数や日時を見直さなければならない。

- 2 関係法令の改訂や委託者の院内感染対策の見直しなどにより、排出量が著しく変化する場合は、委託者及び受託者が協議のうえ契約を変更することができる。

(収集・運搬日及び時間)

第7条 収集・運搬は、月曜日から金曜日までのうち委託者と受託者とで双方協議した日とし、午後1時から午後5時までの間に収集する。

(収集場所及び予定数量)

第8条 受託者は委託者が指定する収集場所において収集しなければならない。収集場所は、受託者と委託者が協議の上、決定する。

なお、履行期間内において委託者の事業所が移転した場合、受託者は移転先に車両駐車場がないことを考慮して収集場所を確保し、収集しなければならない。収集場所の確保は、法令等を遵守して適切に実施すること。

- 2 履行期間（1年1か月間）における予定数量(予定排出量)は次のとおりとする。ただし、単価契約のため当該予定数量は確約するものではない。

約 347 キログラム

参考 50 ㍻段ボール・・・・・・・・・・約 58 個

20 ㍻プラスチック容器・・・・・・・・約 11 個

(収集場所以外での業務の禁止)

第9条 受託者は取扱う廃棄物の性質上、収集場所以外での収集や、委託者が指定する搬出経路以外での搬出は原則として禁止する。

なお、履行期間内において収集場所が移転した場合も、受託者は法令等を遵守して適切に収集及び搬出を実施しなければならない。

(廃棄物の留置の禁止)

第10条 受託者は委託者から収集した廃棄物を他に留置してはならない。速やかに自らが持つ、又は、再契約先の処理施設に持ち込み不活化処理を行うこと

(収集物の管理)

第11条 受託者は取扱う廃棄物の性質を理解し、委託者の収集場所から受託者の処理施設又は再委託先の処理施設までの運搬にかかって、事故等を起さないよう細心の注意を払うなど、廃棄物の厳重管理に努めること

(廃棄物の不活化処理の方法と不活化処理施設の条件)

第12条 委託者から排出される廃棄物の不活化処理（中間処理）にかかっては、焼却又は熔融処理とする。

- 2 不活化処理施設にあっては、大阪府下又は大阪府に隣接する府県（京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）にあること。

(不活化処理時の環境保全)

第13条 廃棄物を不活化する際に発生する燃焼ガス等は、関係法令に規定される基準を遵守するとともに、施設の点検・検査その他措置の記録を3年以上保管すること。

(委託者の専用容器による廃棄物の受入と委託者への再梱包依頼)

第 14 条 委託者は第 1 5 条に示す材質・形状・容積の専用容器に廃棄物を密封して排出するので、受託者は、当該容器を収集運搬し適正に不活化処理・最終処分を行うこと。また、収集に際し、収集した各専用容器の個数と、重量を委託者に報告すること。

2 受託者は、委託者の廃棄物保管場所から廃棄物専用容器を収集運搬しようとするときは、当該容器が運搬に耐える状態であることを確認したうえでこれを収集運搬するものとし、梱包状態が不良な状態にある容器については、委託者に申し出て再梱包を依頼すること。かかる申し出を行わずに、内容物の漏出、容器の破損等の事故を、委託者の責めとすることはできない。

3 第 1 項に示す重量を報告するために使用する計量器を受託者において準備するものとし、重量がレシートに打ち出されるものを使用すること。また、計量器を当院に置いておくことは差し支えない。

(障害発生対策と報告)

第 15 条 受託者は、収集場所から処理場までの搬送中の事故に備え、緊急時の不活化処理体制（以下「対策チーム」という。）を整備しておくこと。

2 万一、路上等に漏れ出したり、拡散した場合は、速やかに汚染区域を封鎖するなど必要な対策を行い第三者への感染防止及び周辺地域への汚染の拡散防止に努めること。合せて速やかな対策チームによる不活化処理を講じるなど、現状の復旧を行うこと。

3 受託者が保有する処理施設又は再委託先の処理施設が障害等により使用不能又は処理能力低下により、委託者の廃棄物が適正に処理できなくなった場合を想定し、緊急対応施設をあらかじめ確保しておくこと。また、契約締結前に、当該施設が適正な処理資格・能力等を有していることを証する書類を委託者に示し、その写しを提出して承認を得ること。

4 受託者は、第 2 項、第 3 項のような事態が発生した場合は、速やかに委託者に連絡すること。また、書面で報告及び今後の防止策を提出すること。

(排出する廃棄物容器の形状)

第 16 条 委託者が排出する感染性医療廃棄物を収納した容器の形状は、以下の表に示すとおりとする。

	50 L 段ボール	20, 50 L ポリ容器
固形状のもの	◎	◎
泥状のもの	×	◎
鋭利なもの	×	◎
血液状のもの	×	◎

※ ◎・・・投入

※ ×・・・投入しない

(特別管理産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い)

第 17 条 廃棄物の引渡しの際に委託者が発行する特別管理産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）に不活化処理、最終処分まで適正に処理されたことを正確に記録し委託者に提出し確認を受けること。

2 受託者は、受託した廃棄物の処理を 6 0 日以内に終え、最終処分が適正に終了したことをマニフェストの写しを添えて報告しなければならない。

3 運搬受託者及び処分受託者は、委託者が発行したマニフェストの写しを交付の日から起算して 5 年以上保管すること。

4 マニフェストについては受託者の負担とし、事前に必要事項（排出者・排出事業場・運搬受託者・処分事業場・処分受託者等）が記入又は印字されたものを委託者に引き渡しておくこと。

（再委託）

第 18 条 感染性医療廃棄物保管庫での収集及び中間処理施設までの運搬については、受託者において実施するものとし、再委託は認めない。

2 中間処理については、再委託は認める。

（検査・計量）

第 19 条 受託者は、委託者が使用車両及び一般廃棄物の搬出状況についての検査・計量を必要と認め指示するときは、委託者が実施する検査・計量を受けなければならない。

（その他）

第 20 条 数量は概算であり、委託者の都合により増減することがある。

2 この仕様書に疑義のある場合は、誠意をもって委託者受託者双方協議のうえこれを定める。